

令和5年生駒市議会（第2回）臨時会議案

令和5年5月15日

生 駒 市

令和5年生駒市議会（第2回）臨時会議案目録

議案番号	議案名	頁
報告第3号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	1～2
議案第24号	専決処分につき承認を求めることについて (生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について)	3～8
議案第25号	専決処分につき承認を求めることについて (生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)	9～11
議案第26号	専決処分につき承認を求めることについて (生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)	12～13
議案第27号	専決処分につき承認を求めることについて (令和5年度生駒市一般会計補正予算(第2回))	14～21
議案第28号	令和5年度生駒市一般会計補正予算(第3回)	22～24

報告第 3 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

令和5年5月15日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生日

物損事故

令和5年2月15日（水）午後4時頃

2 事故発生場所

生駒市白庭台4丁目地内

3 損害賠償額

145,170円

4 事故の概要

上記の場所において、市道に設置されている道路反射鏡が倒壊し、付近を走行中の車両に損傷を与えたもの。

令和5年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 24 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市税条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和5年5月15日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専第 4 号

専 決 処 分 書

生駒市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市税条例の一部を改正する条例

生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第39条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第45条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第46条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第106条第1項及び第5項並びに第109条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第10条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第12条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第 12 条の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 15 項」を「附則第 15 条第 14 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 22 項」を「附則第 15 条第 21 項」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 23 項第 1 号」を「附則第 15 条第 22 項第 1 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 23 項第 2 号」を「附則第 15 条第 22 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 23 項第 3 号」を「附則第 15 条第 22 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 24 項第 1 号」を「附則第 15 条第 23 項第 1 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 24 項第 2 号」を「附則第 15 条第 23 項第 2 号」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号イ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ロ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ハ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ニ」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号イ」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号ロ」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号ハ」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」に改め、同条第 18 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」に改め、同条第 19 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」に改め、同条第 20 項中「附則第 15 条第 29 項」を「附則第 15 条第 28 項」に改め、同条第 21 項中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同条第 22 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改め、同条第 23 項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、同条第 24 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改

め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第27項を次のように改める。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、
3分の1とする。

附則第12条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第16条の6を削り、附則第16条の6の2を附則第16条の6とする。

附則第16条の10第3項を削る。

附則第17条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項

中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）A中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）A中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第17条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第21条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の生駒市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の生駒市税条例附則第16条の6及び第16条の10第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第17条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 25 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和5年5月15日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専第 5 号

専 決 処 分 書

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和50年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の2（見出しを含む。）中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改める。

附則第3条の3（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第3条の4（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第3条の5（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第3条の6（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第9条中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、

第 2 5 項、第 2 8 項、第 3 2 項から第 3 6 項まで、第 3 9 項、第 4 0 項若しくは第 4 4 項」を「第 9 項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 2 7 項、第 3 1 項から第 3 5 項まで、第 3 8 項、第 3 9 項、第 4 3 項若しくは第 4 6 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、改正後の生駒市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 5 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 4 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第 9 条の規定の適用については、同条中「、第 4 3 項若しくは第 4 6 項」とあるのは、「若しくは第 4 3 項」とする。

議案第 26 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和5年5月15日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同条第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 27 号

専決処分につき承認を求めることについて

令和5年度生駒市の一般会計の補正予算（第2回）を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年4月11日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和5年5月15日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専第 7 号

専 決 処 分 書

令和 5 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 2 回）を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 5 年 4 月 1 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

令和 5 年度生駒市一般会計補正予算（第 2 回）

令和 5 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 8 3 , 5 9 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 2 , 2 8 9 , 1 7 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		6,915,917	483,593	7,399,510
	2 国庫補助金	1,769,969	483,593	2,253,562
歳 入 合 計		41,805,583	483,593	42,289,176

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		16,726,791	483,593	17,210,384
	1 社会福祉費	8,181,784	376,683	8,558,467
	2 児童福祉費	6,653,236	106,910	6,760,146
歳 出 合 計		41,805,583	483,593	42,289,176

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節分		説 明
				区	金額	
2 民生費国庫補助金	325,716	483,593	809,309	1 社会福祉費補 助金	376,683	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
				2 児童福祉費補 助金	106,910	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付 金
計	1,769,969	483,593	2,253,562			

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源の内訳			区分	金額	説明
				国県支出金	地方債	その他			
1 社会福祉総務費	356,765	376,683	733,448	376,683 (国補)	376,683		1,361	パートタイム会計年度任用職員	
							777		
							277	職員共済組合負担金 社会保険料等	
							84	費用弁償	
							610	消耗品費 印刷製本費 修繕料	
							9,096	通信運搬費 手数料	
							34,178	システム等委託料	
							300	情報機器賃貸料	
							330,000	住民税非課税世帯等に対する価格高騰 緊急支援給付金	
計	8,181,784	376,683	8,558,467						

[単位 千円]

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定財源		内訳			
				国県支出金	地方債その他				
1 児童福祉総務費	2,813,054	106,910	2,919,964	106,910 (国補) 106,910			3,445	パートタイム会計年度任用職員	
							689		
							702	職員共済組合負担金 社会保険料等	
							196	費用弁償	
							20	消耗品費 印刷製本費	
							258	通信運搬費 手数料	
							6,600	システム改修委託料	
							95,000	子育て世帯生活支援特別給付金	
計	6,653,236	106,910	6,760,146	106,910					

[単位 千円]

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費			合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)			
補正後	(732) 819	846,021	3,173,963	2,339,373	6,359,357	7,527,573	
補正前	(728) 819	841,215	3,173,963	2,337,907	6,353,085	7,520,322	
比較	(4) 0	4,806	0	1,466	6,272	7,251	

※()内は、暫定再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしたものの。

区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職特別 勤務手当(千円)	地域手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
補正後	72,606	122,808	2,250	202,129	1,601	212,080	30,794
補正前	72,606	122,808	2,250	202,129	1,601	211,630	30,794
比較	0	0	0	0	0	450	0

夜間勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤労手当 (千円)
7,171	88,107	51,219	117,000	865,060	566,548
7,171	88,107	51,219	117,000	864,044	566,548
0	0	0	0	1,016	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明	備考
報酬	4,806	その他の増減分	採用に伴う増	
給料	4,806	その他の増減分	採用に伴う増	
		給与改定に伴う増減		
		昇給に伴う増		
		その他の増減分		
		会計年度任用職員		
		会計年度任用職員		
		その他の増減分		
職員手当	450	制度改正に伴う増減	業務量増加に伴う増	千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円
		その他の増減分		千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円
		450	450	千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円
		会計年度任用職員		
		その他の増減分		
		1,016	1,016	千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円
		会計年度任用職員		
		その他の増減分		

議案第 28 号

令和 5 年度生駒市一般会計補正予算（第 3 回）

令和 5 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 5 月 1 5 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		7,399,510	87,400	7,486,910
	2 国庫補助金	2,253,562	87,400	2,340,962
21 諸収入		1,071,749	△87,400	984,349
	4 雑入	1,064,460	△87,400	977,060
歳 入 合 計		42,289,176	0	42,289,176

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	金額		
1 総務費国庫補助金	89,180	87,400	176,580	1 総務管理費補助金	87,400	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
計	2,253,562	87,400	2,340,962				

(款) 21 諸収入

(項) 4 雑入

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	金額		
4 雑入	1,063,319	△ 87,400	975,919	3 学校給食材料費徴収金	△ 87,400		
計	1,064,460	△ 87,400	977,060				